

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	児童福祉法施行令	根拠条項	12	資料番号	不利益処分の種類	担当課	子育て支援課
[指定の取消し] 第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。 ② 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 法第十八条の十第二項（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条の十三第二項又は法第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。 二 法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。 三 法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。 四 第七条第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。 五 第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。 六 次条第一項の条件に違反したとき。 [指定の条件等] 第十三条 法第十八条の九第一項、法第十八条の十第一項、法第十八条の十三第一項若しくは法第十八条の十四又は第十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 ② 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。							